

# 栄町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成28年7月20日制定  
令和元年8月7日改定  
令和4年8月9日改定  
令和7年8月7日改定  
栄町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

栄町は、都心から4.5km圏に入り、東西に約1.2km、南北に約5kmと東西に細長く、東部は丘陵地になり、南部及び北西部は平坦で豊かな水田地帯が広がっていることから、稲作を中心とした営農類型となり、地域の実情に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策を図ることが求められている。

また、農業従事者の高齢化や農業離れなどによる遊休農地の発生並びに拡大が懸念されており、その発生防止や解消に努めていく一方、土地利用型の稲作が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に進んでいくよう、栄町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を次のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、基盤法第5条第1項に規定する千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び基盤法第6条第1項に規定する栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた農業委員会の目標を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に検証、見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消面積

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和7年3月末)	1, 4 1 0 ha	2 1 . 8 ha	1 . 5 4 %
3年後の目標 (令和10年3月末)	—	2 1 . 2 ha	1 . 5 0 %

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員が連携し、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し調査を行う。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来からの農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

##### ②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農地所有者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを推進する。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和7年3月末)	1, 4 1 0 ha	5 2 1 ha	3 7. 0 %
3年後の目標 (令和10年3月末)	—	5 7 1 ha	4 0. 5 %

※管内の農地面積 (A) は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①「地域計画」の目標を達成するための役割について

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用するための推進に取り組む。

#### ②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止や縮小を希望する高齢農業者等の農地について、担い手への集積・集約や農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### ③農地の利用調整と利用権設定等について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和7年3月末)	0 経営体 (0 ha)
3年後の目標 (令和7年3月末)	1 経営体 (1 ha)

※現状は、令和6年度実績

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携について

千葉県、町、農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）の情報収集に努める。

##### ②フォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の調整等の役割を担う。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（法人を含む。）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくために農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力